

東京市

内務省警保局長有松英義殿

42.7.3

廣島市般原村

申田一巻

内務省用

家書

即日一函

敬啟者

7.5
17.3

敬啟者

敬啟者

即日一函

敬啟者

敬啟者

敬啟者

敬啟者

敬啟者

敬啟者

敬啟者

敬啟者

敬啟者

7.5

同上 七月廿六日

六日施行

市紙及味等身請書

請書考色二二五五

ふん

下等

所多市政系札、概に遠在候、付別
第ノ通、所多地方裁判所核了局ニ
内申致置候處、如何に知現ヤらん、ヤ
不分明候、官書是考、右ノ内申、併
正ニ内申及候

明治三十二年六月廿七日

所多市民一人 芝野

内政省長 保長

市松 眞一 殿

病島市政ノ腐敗ハ致ト其極ニ達シ故シテ
ハカクサハ收斂ニ有之而テ其基固スルニ至リ
國原大ナリト云市会議員ノ隨テ其極ニ達
トハ寧ニ其果大困ラガスニ存候歎ク其
市民ハ現存高況不振ノ有ル者ノ苦痛ニ臨
候上更ニ其実態ヲ被リテ真相ノ甚重ニ注
キツ、何等カノ機會ニ於テ之節減ノ期アルニ
テ思ヒ今日近四割ニ至リテ其極ニ達シ
テ多シク到底埋ムヘカクサハ一ト相成リ候ニ特
テ押ヘテたノ事由ヲ内申仕候間何卒貴局ノ敏
速ナル旨捜査ニ依リテ相成ノ所必被成下及
候段奉願上候也

明治四十二年五月

高島市長ノ人ノ長也

高島地方裁判所長ノ人ノ長也

一、去、明、治、三、十、九、年、九、月、市、長、選、挙、ノ、際、高、島、東、康、
 一、候、補、者、ト、ナ、リ、市、長、補、佐、長、候、選、挙、ガ、其、ノ、
 差、得、ト、シ、テ、運、動、セ、シ、際、高、島、東、市、ノ、公、民、
 事、業、ニ、要、係、リ、存、セ、サ、ル、其、ノ、人、物、ヲ、知、ル、ル、者、
 経、テ、候、補、者、ト、シ、テ、之、ヲ、繁、カ、微、弱、ナ、リ、シ、テ、之、ヲ、
 負、テ、買、収、ス、ル、策、ヲ、立、テ、數、多、ノ、職、員、ニ、對、シ、テ、
 三、百、圓、或、ハ、五、百、圓、ノ、賄、賂、ヲ、贈、与、シ、ス、ル、顯、
 著、ナ、ル、事、業、ナ、リ、就、中、山、本、三、郎、田、中、幸、三、郎、田、

野、七、右、衛、門、ノ、交、ハ、尤、モ、多、額、ノ、受、ホ、ク、ナ、リ、七、右、衛、門、
 田、位、ヲ、以、テ、賄、リ、タ、リ、高、島、本、三、郎、ハ、以、テ、南、時、高、
 東、康、一、ノ、交、係、ア、リ、之、周、防、犯、ル、所、多、ク、交、係、ヲ、
 担、保、ヲ、提、出、セ、ス、シ、テ、有、一、千、圓、迄、ノ、貸、出、シ、テ、系、派、
 ヲ、得、タ、ル、事、業、ア、リ、其、他、南、時、ノ、職、員、ニ、シ、テ、高、島、東、
 市、長、選、挙、シ、タル、ス、ル、際、ト、密、告、セ、ル、ハ、以、テ、賄、リ、ナ、リ、シ、
 テ、其、ノ、事、業、實、情、明、瞭、ナ、ラ、ズ、而、テ、其、長、候、補、
 者、ノ、任、ニ、當、リ、シ、ス、ル、者、高、島、東、市、長、選、挙、ノ、際、
 三、右、衛、門、選、挙、ノ、際、特、別、力、ヲ、運、動、セ、ル、所、ト、シ、以、
 テ、其、對、シ、テ、甚、シ、ク、運、動、セ、ル、所、ト、シ、其、交、係、ハ、以、
 テ、高、島、東、市、長、選、挙、ノ、際、一、ニ、之、ヲ、知、ル、ル、ハ、以、
 テ、特、別、力、ヲ、運、動、セ、ル、所、ト、シ、以、テ、信、ス、
 一、以、テ、其、事、業、中、ト、覺、エ、テ、高、島、東、市、長、選、挙、ノ、際、

上外色活也。は申すへき呼喃ノ修改ヲ要スル
ニ高リ其ノ修造ヲ要員ニシテハ若鉄工社ハ
此者尤該多クナリトシテ結果漸次山本ニ即
同者取置兵衛ノ用能ニテ多ク取置有リ此修造
計ニ其要員ヲ命スルトナリ修造費五萬圓
ニ計ルル米ノ其一新ヲ台敷トシテ収受スルノ
約ヲ結ビ昨年申其該年ト告ニ計約ノ有款
ヲ収受シタリ而シテ是ハ山本下ニテアラス市也
高東一ニ其布収ヲ受ケ見ル事定ナリ
一昨年七月ノ交下外色修造ヲ修改ニ於
テ若原村財留地築造ニ要スル不材購入ノ
除ナレノ結果金ハ千圓ニテ市費定所其ニ
無礼ニ其下受員ケハ水主所寄留高在文

内ニ於テ担任シ同人計指ノ有款ヲ納メテ自方高時
漸次ニシテ下外色修造ニシテ翌月後若八百圓
修造山本ニ即、本取員計ノ四人ノ下受員
人先高東文由ヨリ要員金ノ一新計千圓ハ
八百圓ヲ収受シテノ事定ナリ
一本年四月本市集子所ニ東ル三月限リ池今早
若中本市ノ高東塔ハ許可修造トナリ改修
其以修ノ高東塔ノ個人ニ許可セシメ内高東
タリテ同月以修ノ高東塔集子市ノ高東塔
業トナセントシ現在、高東塔色修造計及
江波村ニ在ルル高東塔其他ヲ修造スルノ方
針ニテ八百圓ノ高東塔市費定所其ニ千圓
市金ヲ修造スルニ於テハ市金トシテ高東塔

此は油者セシマツ、ア、除き予命ハ多ク候アリ
 ノ理由ニテ、決案ヲ撤回シ、更ニ考中ノ案ノ由
 案ヲ一時ノ借入（既立、廢坊）トナスノ方針ニ、是
 更ニ市幕友類ヲ裁シ、市幕ニ提出スルハ、是
 ハ陸軍省ニ於テ、又寄附シ、廢坊ノ設ケ
 ラ、陸軍省内ニ、案スル體格用、牛肉ヲ廢殺
 之、ノ計畫見テ、市幕有者ニ、能ク確信スル
 フ、以テ、同坊、設置、上、市ニ、於テ、リ、案、テ、廢
 ニ、協、協、ス、由、款、ト、共、ニ、陸、軍、用、ノ、廢、牛、ヲ、案
 カ、レ、ト、ス、ル、ノ、趣、意、ニ、出、テ、先、九、ノ、十、ハ、如、シ、而、シ、テ、本
 市、カ、時、坊、大、シ、ト、シ、現、在、ノ、廢、多、坊、中、に、被、村
 ノ、負、其、ノ、宗、原、地、所、ノ、持、主、以、本、市、大、年、可、一
 下、目、柱、田、毛、比、印、コ、シ、テ、其、宗、業、推、テ、取、ス

ハ、ニ、人、ノ、市、細、工、所、者、本、之、め、た、ニ、能、シ、目
 廢、牛、坊、ノ、本、命、之、旨、ニ、於、テ、正、ニ、所、可、取、限、場、場
 之、市、地、所、有、テ、受、ク、ハ、能、ハ、カ、シ、テ、免、費、ヲ、打、掃、シ
 廢、牛、ガ、ニ、ノ、ナ、リ、故、ニ、市、ハ、之、ヲ、借、入、シ、テ、當、リ、テ、其
 坊、大、以、持、テ、抱、テ、ン、ル、當、科、有、テ、上、取、テ、ラ、ハ、シ、テ、是
 ル、ヘ、キ、ム、ノ、ナ、ル、ニ、拘、ハ、ラ、ス、事、ハ、七、月、迄、ノ、許、可、抱、テ、有
 之、既、立、廢、牛、ノ、案、ヲ、オ、ル、ノ、趣、意、ハ、ノ、廢、牛、坊、ト
 同、様、ナ、リ、テ、一、時、廢、牛、一、年、以、上、同、様、ノ、支、給、ス、ル
 一、ト、ト、ナ、リ、候、ト、ハ、假、シ、テ、後、者、ヲ、欠、ク、テ、ノ、趣、意、上、御
 ハ、サ、レ、テ、カ、ラ、ス、而、シ、テ、市、幕、ノ、同、様、ノ、既、立、廢、牛、ノ、案
 少、數、派、ノ、派、友、リ、夫、ノ、其、ノ、卸、指、テ、鳴、リ、同
 費、目、ノ、割、割、ヲ、行、テ、カ、ラ、ス、ル、數、ノ、案、ハ、先、ト、テ、其
 ト、ナ、ラ、ス、市、幕、派、派、友、ノ、費、目、ノ、依、テ、テ、其、案、ノ、由

リ可夫カチレヨリ然人々右江村ノ原音坊カ
何故ニ納金所ナリ同極路原音坊ナリト
ナリヤヤナ程元ニヒナヤ原音坊ニヨリ
考考考クニヨリナリ何ヤ原音坊ニヨリ
リ其詩可運動ヲ源カ山本ニヨリナリ
何人ニヨリナリナリナリナリナリ
本ヨリ収受シ高クナリナリナリ
ナリナリナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリナリナリ

ノ収蔵上徹其目録ニナリナリナリ
市老子シテナリナリナリナリナリ
シナリナリナリナリナリナリ
ナルナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリナリ
ナリナリナリナリナリナリ

備録ヲ提カシテ其ノ費田ナカレバ
 村居塔塔積債を以て年々其ノ力
 欠乏シテ其ノ中ニ千五百圓ヲ計
 二拾ラハ少敷故、減資カ制
 此ノミナリ也、故減資ツ向者ノ
 可快トモハ怪リカモ多シナリ
 右者本ト山本トノ旨ヲ記シテ
 及數面ノ書簡ニ考本ノミテ取
 富野ノミナリト云ク
 高水市右ノ如ク決ラシニ使居
 二対スルハ五百圓ノ積債生ニ本
 各ノ名ニ記シテ付スルカサ
 達スルトナリ、因テ何故スル

一、本所ニ月市券ノ事ナリ、昨
 本所ニ月市券ノ事ナリ、昨
 人等ト保才ノ事ナリ、昨
 二遣ルハ市券ノ事ナリ、昨
 三北ラソ界シテ市券ノ事ナリ、昨
 合ソ積債セシムルカサ、昨
 右ノ事ナリ、昨
 即ニ封シ、昨
 是ハ、昨
 一、昨
 交ニ、昨

海峽山本三印号ハ茲故鏡ヲ賦款スルニモ茲
 故鏡之ヲ區動費シ又也セシ其情果善矣
 及本府ニ於テ舊故鏡ハ所身支ニ比シ賦減
 セラレリトモ、時ヨリ比年支イ市内指力ノ料
 理亦系ニ置有、故ラ、所賦せん也、
 一昨ハ、市會中、水直所、リ、河内町、字、神、高、
 通スル、掛、果、架、後、ハ、河、内、町、民、ノ、希、望、セ、ん、也、
 尤ラ、案、シ、所、謂、市、會、指、ノ、派、負、ノ、案、掛、運、掛、
 案、リ、市、會、之、掛、也、セ、ト、レ、派、負、初、由、立、カ、水、
 支、所、之、使、ス、レ、ル、ヲ、同、人、ヲ、シ、ウ、以、使、お、及、向、所、
 水、直、所、者、之、案、係、也、也、其、也、也、也、也、也、也、也、
 中、ナ、ク、藤、谷、セ、シ、マ、運、掛、費、ノ、者、案、シ、レ、ル、也、
 一ノ、ノ、者、コ、ウ、山、本、三、印、号、河、内、町、民、希、望、セ、ん、也、

故、案、シ、レ、ル、ト、シ、テ、説、ア、ラ、シ、テ、其、也、也、也、也、也、也、也、
 一、山、本、三、印、号、之、情、補、者、運、掛、ヲ、お、ス、ノ、市、
 會、派、ノ、移、シ、テ、案、ノ、派、負、ハ、最、高、也、所、料、案、
 案、者、ハ、案、在、シ、ウ、案、派、シ、ル、ノ、陪、賦、在、シ、ル、代、
 能、ハ、向、人、支、也、ス、ハ、案、ノ、案、ノ、案、ノ、案、ノ、案、ノ、
 二、對、シ、テ、山、本、三、印、号、カ、計、及、之、ハ、シ、ル、大、者、也、支、也、
 三、フ、ラ、セ、サ、レ、バ、伊、何、ヘ、シ、ル、也、シ、ウ、案、時、ソ、ル、ト、案、案、
 四、フ、テ、派、シ、ル、也、ノ、コ、ナ、ラ、ス、手、五、案、案、案、案、案、
 六、一、ト、ト、案、物、シ、ト、案、ト、案、ア、
 七、追、テ、以、テ、子、交、シ、案、在、シ、ル、案、行、ス、ル、也、
 八、証、據、ヲ、案、シ、ル、コ、ト、モ、案、案、案、案、案、案、案、
 九、案、ア、ラ、シ、テ、案、案、案、案、案、案、案、案、
 十、案、案、案、案、案、案、案、案、案、案、案、案、案、

若何之味に証候の煙滅せりんし申す
ト此處ニ場へ入込岩附言候也
者有可ふよつと夏ニ右左候所
三下目地喜うれヲナシタムノ
ノ候所ナリ候所へ入込ハ其ノ
ラレニ入込カウ入込ハ入込ス

過日廣島地方裁判所検事局ニ付ニ申
書差出致シ今時、御参考迄ニ閣下ニ
右内申書捧呈致置候處、今日、至ルニ
何葉ノ處置無之ノコトヲ入右内申書
頂中ノ屠畜場市營ノ件、關スル江波
村屠場賠償金下附運動方市會議員
山本三郎望月俊吉岡野七右工門等カ
所有主吉本久之郎ノ依頼、應ニ市營事
會工ノ運動費ト稱シ吉本ヨリ五百圓ノ手
形ヲ親戚ナル岡野ヲ通シテ收受シタル件
ニ付昨日山本三郎ハ非常ニ狼狽ノ態度
ヲ以テ吉本久之郎之助ニ面會、上金五百圓ヲ
提供シテ右屠場ノ賠償金下付ハ早急

ノ運ニ至ラサルヨリ豫テ收受セル手形ハ此ノ
 正金ヲ以テ一先ニ返還シ置クヘク尚去返還
 付テハ以前貴殿ヨリ借用金アリシ者ヲ返還
 シタル体ニナシ候レドト懇願シタリトノ事爰
 ナ年々致候就ニハ右内申ノ次第或ハ彼等
 ニ漏減シタルハマダサレカク疑ハサルヲ得サ
 ル義ニ候カ併ニ漏減ナトハ萬々無之ト信
 シ申候得共前陳ノ次第爲念核事局ニ
 至再應申ニ及ニ置候ニ付是又御答々
 近ニ関申仕置候

意島市民二人先受生

内務省
 警保局長有松兼義殿閣下

明治三十二年三月十日

平井

身得長

北條直徳

貴君下白糖野白糖村古田信之申出ニ係ル
 十年十月十日迄ハ京新大ニ付テ有リ
 ヲテ平人ニ付テ遠方ノ依頼置ル者ハ早
 一年七月三日ヨリ有リ本ノ直徳直徳
 今申事身得長又平人ニ付テ申下將來何

内務省
 警保局長